介護職員処遇改善加算等総額のお知らせの見方について

介護職員処遇改善加算の支払のある事業所の住所が表示されます。表示されている住所・事業所名が間違っている場合は、 国保連合会まで連絡して下さい。

介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ

令和6年7月審査分の介護職員処遇改善加算等の加算総額は、 右のとおりですので、お知らせいたします。

くお知らせの内容について>

1 このお知らせには、介護職員等処遇改善加算、

旧介護職員処遇改善加算、

旧介護職員等特定処遇改善加算及び

旧介護職員等ベースアップ等支援加算の額

(加算の単位数×単位数単価)を記載しています。

2 都道府県等へ年間の介護職員処遇改善等の実績を

報告する際に、本帳票を参考にしてください。

事業所番号 9970000000 56, 740 56, 740 56, 740

事業所番号と介護職員処遇改善加算総額が表示されます。

上記金額の内訳が表示されます。

保険請求分に係る加算額のみを記載しております。査定された単位数(給付管理票修

正、再審査を含む)は考慮しておりません。

取下げ(過誤)については、加算額をマイナスで計上します。

令和 6 年 7 月 31 日 〇〇県国民健康保険団体連合会

	7
介護職員処遇改善加算等の加算総額	
指定サービス等	
介護職員等処遇改善加算総額	24, 500
旧介護職員処遇改善加算総額	15, 070
旧介護職員等特定処遇改善加算総額	6, 930
旧介護職員等ベースアップ等支援加算総額	2, 640
地域密着型サービス	
介護職員等処遇改善加算総額	0
旧介護職員処遇改善加算総額	0
旧介護職員等特定処遇改善加算総額	0
旧介護職員等ベースアップ等支援加算総額	0
介護予防・日常生活支援総合事業サービス	
介護職員等処遇改善加算総額	7, 600
	0
旧介護職員等特定処遇改善加算総額	0
	0

介護職員処遇改善加算等内訳のお知らせ

令和6年 7月審査分

事業所番号	997000000
事業所名	□□介護事業所

令和6年 7月 31日 〇〇〇国民健康保険団体連合会

証記載 保険者番号	証記載保険者名	被保険者番号	被保険者名	サービス 提供年月	サービス種類 コード	サービス種類名	通常/	加算 区分	サービス単位数	単位数 単価	加算額
900010	OO市	000000001	ヒホケンシャ1	2024/05	11	訪問介護	通常	処遇	1, 370	10.00	13, 700
900010	OO市	000000001	ヒホケンシャ1	2024/05	11	訪問介護	通常	特定	630	10.00	6, 300
900010	OO市	000000001	ヒホケンシャ1	2024/05	11	訪問介護	通常	支援	240	10.00	2, 400
900010	OO市	000000001	ヒホケンシャ1	2024/06	11	訪問介護	通常	加算 I	2, 450	10.00	24, 500
900010	OO市	000000002	ヒホケンシャ2	2024/06	A2	訪問型独自	通常	加算 V (14)	760	10.00	7, 600
900010	OO市	000000003	ヒホケンシャ3	2024/05	11	訪問介護	過誤	処遇	-1, 096	10.00	-10, 960
900010	OO市	000000003	ヒホケンシャ3	2024/05	11	訪問介護	過誤	特定	-504	10.00	-5, 040
900010	OO市	000000003	ヒホケンシャ3	2024/05	11	訪問介護	過誤	支援	-192	10.00	-1, 920
900010	OO市	000000003	ヒホケンシャ3	2024/05	11	訪問介護	通常	処遇	1, 233	10.00	12, 330
900010	OO市	000000003	ヒホケンシャ3	2024/05	11	訪問介護	通常	特定	567	10.00	5, 670
900010	OO市	000000003	ヒホケンシャ3	2024/05	11	訪問介護	通常	支援	216	10.00	2, 160
	小計				11	訪問介護		処遇			15, 070
					11	訪問介護		特定			6, 930
					11	訪問介護		支援			2, 640
					11	訪問介護		加算 I			24, 500
					A2	訪問型独自		加算 V (14)			7, 600
合 計										56, 740	

※加算区分欄の「加算Ⅰ、加算Ⅱ、加算Ⅲ、加算Ⅳ、加算Ⅴ(1)~加算Ⅴ(14)」は、それぞれ「介護職員等処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ(1)~Ⅴ(14)」を示す。 ※加算区分欄の「処遇」には、「介護職員処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」が含まれる。(サービス提供年月が令和4年3月までの「介護職員処遇改善加算Ⅳ、Ⅴ」も含まれる)

※加算区分欄の「特定」には、「介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ」が含まれる。

※加算区分欄の「支援」は、「介護職員等ベースアップ等支援加算」を示す。